

第3回 習志野市地域公共交通会議【議事録】

日 時：平成25年2月14日（木）午後2時～午後3時15分

場 所：習志野市仮庁舎3階 大会議室

【会議次第】

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 題
 - (1) 第2回地域公共交通会議における懸案事項について
 - (2) 習志野市地域公共交通計画の策定について
4. その他
5. 閉 会

【委員の出欠状況】

● 出席委員

榛澤委員 花崎委員 木下委員 小川委員 土屋委員 関口委員 小宮山委員
富谷委員 池田委員 諏訪委員 福島委員 若林委員

● 欠席委員（代理出席）

吉田委員（木村 氏） 鹿田委員 海老原委員 鈴木委員（中山 氏）

【討議要旨】

発言内容	結論及び事務局からの説明
(1) 第2回地域公共交通会議における懸案事項について	
■ 東習志野・実籾地域における新たな地域公共交通の導入車両について	
<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回会議までは、定員10人のワンボックス車両を提案していた。 これは、コミュニティバス導入時に実施した、OD調査（乗降状況調査）において、最大乗車人数は10人であったものの、概ね車内に留まっている乗車人数は9人以下であったことから、定員10人（乗車人数9人）の車両で対応可能と考えたためである。 しかし、第2回会議において乗車人数に余裕を持たせた運行が良いとの指摘があり、再検討し乗客10名以上のワンボックス車両に変更した。 	
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「習志野市地域公共交通計画(案)」(以下、「計画(案)」という。)の今回の実証運行における導入車両について記載した箇所では、車椅子で直接乗車できる対応は行わないとあるが、新たな地域公共交通の基本的な考え方を記載した箇所では、「高齢者・障がい者の交通弱者の輸送サービス」とあり、矛盾が生じており、記載の仕方に再検討が必要でないか。 車椅子利用者が直接乗車できるように対応すると、定員数はどのくらい減るのか。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣市町を視察し、車両にリフトを設置している事例では、定員10人の車両においてリフトを設置すると3～4人が減ることであった。また、車椅子で直接乗車する実績はほとんどないということでもあった。 このような視察結果を踏まえ、乗車人数を確保したいこと、また、今回の運行が実証運行であることなどを考慮して、このような記載をした。
<p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 付き添いがいれば、乗車は可能か。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護者がいて、車いすをたたむなどしていただければ乗車は可能である。
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー新法[※]への対応として、リフトの設置をしない場合、法律上の問題は無いのか。 ※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替策で対応可能で、その点についてこの会議でリフトを設置しないことがいたしかたないと決議されれば、問題はない。
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者への配慮の観点からも、表現については是非、工夫してほしい。 また、障がい者に対しては、福祉タクシー券での対応もある。 	<p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画(案)の表現の仕方については、事務局において、検証し、修正することとする。 <ul style="list-style-type: none"> 「定員13人のワンボックス車両」を導入することで、了承される。 リフトを設置しないことで、直接車いすで乗車できないことについての記載の表現を検討し、修正することとする。

<p>■ 東習志野・実籾地域における新たな地域公共交通の乗り溢れ対策について</p>	
<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者を選定する際のプロポーザルにおいて、乗り溢れ対策についても事業者から提案を受け、検討していきたい。 	
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分以上待つと利用しない。予備車の有効活用はできないのか。 	<p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この点については、実証運行の中で検証するとして事務局は良いか。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良い。 ● <u>プロポーザルで提案を受ける中で検討していくことで、了承される。</u>
<p>(2) 習志野市地域公共交通計画の策定について</p>	
<p>■ 習志野市地域公共交通計画(案)について</p>	
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題地区のうち、谷津地域の谷津6丁目の一部の住居表示が「奏の杜」になったが、修正等は必要ないか。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応する。
<p>■ 東習志野・実籾地域における新たな地域公共交通の実証運行(案)について</p>	
<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスや新たな地域公共交通の運行経費の一部を負担する利用者が、色々な要因によって、運賃に差が出ることに疑問を持たないか。 ・運行結果が良ければ、200円の運賃を150円に変更することはあるのか。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行評価基準を達しなければ運行終了とあるが、ワンボックス車両を持っていないタクシー事業者にとってはリスクが大きい。実証運行の段階では、別の車で対応できないのか。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の実証運行については、プロポーザルで運行経費についても提案を受け、それに対し、どの位の利用者が見込めるのかにより、運賃を決めた。 ・コミュニティバスに対する補助金については、最終的に「0」にすることを目指している。また、今回の実証運行においても、最終的には、完全な民営化を目指している。 ・極力、補助を減らしながら、運行を継続していきたい。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入車両の3台のうち2台については、市が購入し、無償で貸与する。予備車両の1台を事業者で対応して頂く。

■ 東習志野・実籾地域における新たな地域公共交通の今後のスケジュールについて

【委員】

- ・実証運行の期間は平成 25 年 11 月に開始し、最大で 5 か月間で、今後の方向性を判断することになっている。
相当早い対応が必要だが、事務局としてどう考えているのか。

【委員】

- ・実証運行が開始し、平成 26 年 2 月の時点で、「本格運行への移行」、「実証運行の継続」、「実証運行の終了」を判断することになる。このタイミングが 2 月というのは、検証期間が短くないか。

【会長】

- ・実証運行期間については、もう少し精査した方が良いとの指摘である。また、プロポーザルの条件等については、改めて会議を開催する等の対応をしてみてもどうか。

【会長】

- ・実証運行後の方向性の判断として、事務局が提案した運行評価基準と、「本格運行への移行」、「実証運行の継続」、「実証運行の終了」の 3 つの考え方について意見を伺いたい。

【委員】

- ・運行経費の 2 分の 1 を運賃収入で賄うという市独自の考え方ということであれば、良いと思う。

【会長】

- ・運行の方向性の判断の 3 つの考え方については、このとおりとする。

【会長】

- ・「実証運行後の方向性を判断する時期」を再考すること、「プロポーザルで事業者の提案内容」を本会議で検討することについては、事務局が即答することは難しいため、改めて報告等を受けることとする。

【事務局】

- ・実証運行の開始前に周知を徹底したい。
コミュニティバスの時には、概ね 4 ヶ月から 6 ヶ月程度で利用状況が落ち着く。
その中で各調査結果を踏まえ、今後の対応を検討したい。

【事務局】

- ・運行の方向性を判断する時期について、再度、検討させてほしい。

【事務局】

- ・今後の対応については、協議し、報告する。

■ 総括

【会長】

1. 東習志野・実籾地域における新たな地域公共交通の実証運行について

- 導入車両は、定員13人のワンボックス車両を使用する。
- 乗り溢れ対策は、運行事業者を決定する際のプロポーザルにおいて、提案を受け、検討していく。

2. 計画(案)について

- 地域公共交通の基本的な考え方と今回の実証運行での導入車両における車いすへの対応について、計画(案)の記載を整理し、誤解のないよう修正する。
- 今回の実証運行のスケジュールについては、十分な検証期間を設るために、平成26年度に判断時期を延伸することを検討する。

※ 全会一致で了解を得る。

以 上